

総則等の規定に関する考え方〔案〕

1 基本的な考え方

(1) 共生社会の実現

障害者基本法など国の法律は、障害のある人の基本的人権の享有、個人としての尊重を基本とした共生社会の実現に向けて、国等の責務など基本原則を定めている。

本県においても障害のある人の自立と社会参加の促進という理念を残しつつ共生社会の実現という理念を総則部分に織り込んでいく。

(2) 定義の見直し

障害者幸住条例で記載している定義は平成5年制定当時のままであるため、国の法令等との整合を図るなど見直しを行う。

(3) 罰則の規定等

障害者権利条約、国の法令、他道府県の条例などを参考に、県内の障害のある人の現状を踏まえて、検討する。

2 他道府県条例での規定状況

総則部分、罰則、附則	山梨県	(差別解消法)	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
総則											
(1)目的							×				
(2)定義											
(3)基本的理念		×									
(4)自立への努力		×	×			×	×	×	×		×
(5)県の責務											
(6)市町村の責務(役割)			×		×	×	×	×		×	×
(7)事業者の責務(役割)		×				×	×	×		×	×
(8)県民の責務(役割)											
(9)財政上の措置		×									
罰則	×		×	×	×					×	
附則(見直し規定)	×						×				

「自立への努力」規定について、岩手県等は「県民等の役割」規定に含めている。

「事業者の責務」規定について、北海道等は「県民等の役割」規定に含めている。

「罰則規定」について、内容は相談員又は調整委員会等の委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない規定違反に対する内容となっている。